

令和5年第4回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 令和5年12月5日 午前10時00分 開会
午前11時23分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	市民生活部長	前村芳安
都市整備部長	安川博敏	産業観光部長	植田和明
保健福祉部長	森井敏英	こども未来創造部長	中井智恵
教育部長	井上理恵	教育部理事	葛本章子
上下水道部長	井邑陽一	会計管理者	吉井忠

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	岸田聖士

6. 会議録署名議員 3番 柴田三乃 4番 坂本剛司

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議第72号 葛城市教育委員会委員の任命について

- 日程第4 議第73号 葛城市印鑑条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第74号 葛城市職員定数条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第75号 葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第76号 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第77号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第78号 葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議第79号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第80号 葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第81号 葛城市技能労務職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第82号 葛城市福祉総合ステーション条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第83号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議第84号 葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議第85号 令和5年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について
- 日程第17 議第86号 令和5年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第18 議第87号 令和5年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第19 議第88号 令和5年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第20 議第89号 令和5年度葛城市下水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第21 請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願について
- 日程第22 請願第2号 家族介護支援事業（紙おむつ支給）の支給条件を緩和することを求める請願について

開 会 午前10時00分

川村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、令和5年第4回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おき願います。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

本日、令和5年第4回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。年の瀬の慌ただしさを感じられる時節となりましたが、本定例会におきましても、議員各位の格段のご協力によりまして、最後まで議会運営が円滑に進行できますようよろしくお祈りを申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。

本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました提出議案は、議事日程記載の日程第3から日程第20までの18件であります。また、今回請願が2件提出されております。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

また、条例改正議案の新旧対照表を議席に配付いたしておりますので、ご承知おき願います。

最後に、監査委員から例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願いを申し上げます。

以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆様、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和5年第4回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、日頃より市政の推進に関しまして、多大なるご協力をいただいておりますことに心より御礼を申し上げます。

さて、本定例会におきましては、人事案件が1件、議決案件が17件、合わせて18件につきましてご審議をお願いするものでございます。それぞれの案件につきましては、提案時にその内容を説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

川村議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、柴田三乃議員、4番、坂本剛司議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますの

で、委員長から報告を願います。

13番、西井覚議員。

西井議会運営委員長 令和5年第4回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る11月24日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき、慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

まず初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、議第72号議案につきましては、人事案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第4、議第73号から日程第15、議第84号までの条例の一部改正12議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、総務建設常任委員会には議第74号から議第81号までと議第84号の9議案を、厚生文教常任委員会には議第73号、議第82号、議第83号の3議案をそれぞれ付託し、審査をお願いします。

次に、日程第16、議第85号から日程第20、議第89号までの補正予算5議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会の設置し、審査を付託いたします。なお、委員会の定数は8名としますので、調整を図って委員の選出をお願いします。

最後に、日程第21、請願第1号及び日程第22、請願第2号につきましては、一括上程し、厚生文教常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

以上で1日目は散会いたします。

続きまして、会議日程及び会期はお手元に配付のとおりでございます。会期は本日12月5日から19日までの15日間とし、12月7日午前10時より本会議を開催し、一般質問を行います。8日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。11日午前9時30分より総務建設常任委員会、12日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査をお願いいたします。14日は午前9時30分より予算特別委員会を開催し、付託議案の審査をお願いします。15日と18日は予備日とし、19日午前10時より本会議を開催し、初めに、会期中に行われました委員会における調査事項についての審査状況を各委員長より報告をお願いいたします。その後、各委員会に付託されました議案につきましては、各委員長より審査結果について報告を願い、質疑、討論の後、採決まで行います。会議日程及び会期につきましては以上でございます。

次に、今回提出されました意見書（案）はございませんので、ご承知おきをお願いいたします。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回までで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて1人60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間に含めません。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

川村議長 ただいまの議会運営委員会委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日5日から19

日までの15日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日5日から19日までの15日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員長からのご報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことといたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第72号、葛城市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第72号、葛城市教育委員会委員の任命につきまして提案理由を申し上げます。

本案につきましては、葛城市教育委員会委員の高橋真一氏が本年12月20日付で任期が満了することに伴い、提案するものでございます。高橋氏におかれましては、人格が高潔で教育、子育て及び地域文化に関する高い識見を有しておられ、最適任者であると認められます。よって、引き続き葛城市教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項及び同法第5条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第72号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第72号は原案のとおり同意することと決定いたしました。

た。

次に、日程第4、議第73号から日程第15、議第84号までの条例の一部改正12議案を一括議題といたします。

本12議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第73号から議第84号までの12議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第73号、葛城市印鑑条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機における印鑑登録証明書の交付について、個人番号カードに加えまして、今後、個人番号カードに記録されている電子証明書が搭載されたスマートフォンでも申請が可能となることから、条例を改正するものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第74号、葛城市職員定数条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、認定こども園に係る職員の定数を、教育委員会の事務部局から市長の事務部局に移すものでございます。施行期日は令和6年4月1日でございます。

次に、議第75号、葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、人事院勧告を受け、本年11月に交付されました給与改正法に準じまして、本年4月1日に遡り、特定任期付職員に係る給料表の改正を行うものでございます。また、特定任期付職員に対し支給する期末手当の年間支給割合を現行の3.3月分から、0.1月分引き上げ、3.4月分とするもので、本年度は12月期で0.1月分を引き上げ、令和6年度以降は、年間支給割合を3.4月分のまま、6月期と12月期それぞれ1.7月分とするものでございます。施行期日は公布の日及び令和6年4月1日でございます。

次に、議第76号、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、会計年度任用職員への勤勉手当の支給を規定することに併わせまして、育児休業中の会計年度任用職員に関して所要の改正を行うものでございます。施行期日は令和6年4月1日でございます。

次に、議第77号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、給与改正法に準じまして、議会議員に対し支給する期末手当の年間支給割合を、現行の3.3月分から0.1月分を引き上げ、3.4月分とするもので、本年度は12月期で0.1月分を引き上げ、令和6年度以降は、年間支給割合を3.4月分のまま、6月期と12月期それぞれ1.7月分とするものでございます。施行期日は公布の日及び令和6年4月1日でございます。

次に、議第78号、葛城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、常勤の特別職に対し支給する期末手当を、先ほど説明申し上げました議会議員に対するものと同様に引き上げるものでござ

います。施行期日は公布の日及び令和6年4月1日でございます。

次に、議第79号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、給与改正法に準じまして、本条例を改正するものでございます。また、関係法の改正に伴う文言整理を併せて行うものでございます。

まず、本年4月1日に遡り、給料表を平均1.1%引き上げる改正を行うものでございます。

次に、期末手当の年間支給割合を現行の年間2.4月分から0.05月分引き上げ、2.45月分とするもので、本年度は12月期で0.05月分を引き上げ、令和6年度以降は、年間支給割合を2.45月分のまま、6月期と12月期にそれぞれ、1.225月分とするものでございます。

次に、勤勉手当の年間支給割合を現行の年間2.0月分から、0.05月分引き上げ、2.05月分とするもので、本年度は12月期で0.05月分を引き上げ、令和6年度以降は、年間支給割合を2.05月分のまま、6月期と12月期にそれぞれ1.025月分とするものでございます。施行期日は公布の日及び令和6年4月1日でございます。

次に、議第80号、葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、ただいま説明申し上げた葛城市一般職の職員の給与に関する条例の改正に準じ、会計年度任用職員の給料または報酬の基準となる給料表を改めるものでございます。また、地方自治法改正により支給可能となった勤勉手当に関する支給規定を設け、その支給月数は、期末手当も併せて常勤の一般職の職員に対するものと同じとなるように改正するものでございます。施行期日は令和6年1月1日及び令和6年4月1日でございます。

次に、議第81号、葛城市技能労務職員の給与に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、会計年度任用職員として任用される技能労務職員について、地方自治法改正により支給可能となった勤勉手当に関する規定を設けるものでございます。施行期日は令和6年4月1日でございます。

次に、議第82号、葛城市福祉総合ステーション条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、葛城市福祉総合ステーションで指定管理者が施設を管理する場合において、施設を利用した際の使用料を利用料金として徴収する必要がありますが、その旨を明確に示すため、本条例を改正するものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第83号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、同法を引用する本条例について所要の改正を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

最後に、議第84号、葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、会計年度任用職員として任用される企業職員について、先ほど議第81号で説明申し上げた会計年度任用職員と任用される技能労務職員に対するものと同様に改正するものでございます。施行期日は令和6年4月1日でございます。

ます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入りますが、本12議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 議第82号、葛城市福祉総合ステーション条例の一部を改正する条例について、質問をさせていただきます。所管の委員会に私も所属しておりませんので、大きいところだけ質問させていただいて、所管の委員会でしっかりと審査していただけたらと思っております。

この条例は葛城市福祉総合ステーション条例におきまして、指定管理者制度を利用してその施設の利用に関わる料金の徴収について、文言について整理して改正するというので、これは私も望むところではありますが、ちょっと分かりにくいので質問をさせていただきたいと思います。

1つ目ですけれども、公共施設の使用料と、公共施設の管理運営を指定管理者に行わせる場合の公共施設の利用料金とは、地方自治法上どのような違いがあるか、定義がされているかをお聞きします。要は使用料と利用料金ははっきりと違うということを確認しておかないと議論が進まないと思いますので、そのことをちょっとお聞きしたいと思います。

2つ目なんですけれども、これまでの現行の条例では、使用料を徴収すると。指定管理者がその使用料を徴収するというふうになっているわけですけれども、使用料、これは葛城市のほうに収納されているのかどうか。つまり、現行の条例で、使用料の定めがあって、指定管理者がこれを徴収することができるとなっておりますけれども、この使用料は現行、葛城市に収納されているのかどうかということについてお伺いします。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 皆さん、おはようございます。総務部の林本です。ただいまの谷原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の部分でございます。まず、使用料と利用料金の違いということでございますが、使用料なんですけれども、地方自治法第225条の規定によりまして、普通地方公共団体は、公の施設の利用について使用料を徴収することができるとなっております。また、同じく地方自治法の第228条には、使用料に関する事項、こちらを条例で定めなければならないというふうとなっております。

続きまして、利用料金でございます。こちらは、地方自治法第244条の2第8項の規定によりまして、普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の利用に係る料金、いわゆる利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができるとなっております。そして同じく地方自治法の第244条の2第9項の規定によりまして、利用料金は条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとなっております。この場合においては、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について普通地方公共団体の承認を受けなければならないという規定となっております。簡単に違いといいますと、ただいま申し上げましたように、どちらも公の施設の利用の対価という点では性質は同じでございます。

違いは誰の収入になるかということでございまして、使用料は市の収入、利用料金は指定管理者の収入となります。

1 問目の質問につきましては、以上です。

川村議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。まず、ただいまご質問いただきました指定管理者の収入になっているかということでございます。

まず、使用料の収入ということですが、現行の福祉総合ステーションで指定管理者が施設を管理する場合において、施設を利用した際の使用料は、先ほど総務部長が申し上げましたように、地方自治法第244条の2では、利用料金を収受させることができると定められています。これまでの葛城市福祉総合ステーション条例では、第10条で、使用料は指定管理者の収入として収受すると定めることで、利用料金として収受するものと解釈しておりました。そういったことから、福祉総合ステーションの使用料は、指定管理者が使用料を利用料金として収受した上で、指定管理委託料で差引きをさせていただいております。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 1つ目の質問で、使用料と利用料金の違い、今、総務部長からご説明がありました。使用料は市長が収納するというふうに地方自治法には定められています。利用料金は指定管理者が収めることができます。

2番目に総務部長にお聞きしたいんですが、使用料は、これは条例で定めなければいけませんよね、必ず。利用料金はそうではないと。つまり、施設の管理者と協議の上、利用料金は指定管理者が定めることができるという理解でよろしいですね。これは地方自治法上そうになっているということを確認したいと思うんですけども、よろしいですね。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 ただいま私のほうで申し上げましたように、利用料金につきましても、もちろん地方自治法の中に規定がされております。利用料金というのはあくまでも、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるということでございますけれども、例えば一例で申し上げますと、福祉総合ステーションの場合は、使用料という部分の利用表の別表があります。その中で、市の承認を受けて、普通公共団体の承認を受けて指定管理者が協議して決めるということになっております。

以上です。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 ちょっとこれは細かい議論になりますので、きちっと所管の委員会で議論していただきたいと思うんですけども、第15条の読替ということをおっしゃっていますけれども、この第15条の読替にも利用料金というのは出てまいりません。別表のある使用料について、これを指定管理者が収受できるというふうになってる、徴収できるとなっているんですが、他市の事例も見ましても、指定管理者が利用料金も取る、使用料も取るという定めを持っているところはあります。その場合、利用料金は指定管理者のものになるけれども、使用料は指定管理者が取ったとしても、利用者から収めてもらっても、市にちゃんと収納しなければいけな

いというふうになってるわけです。ところが福祉総合ステーションの場合は、使用料の規定しかないんですよ。ないから今度整理して利用料金を入れましょうということなんですが、先ほど部長からもありましたように、要は使用料として表があるものを、そのまましゃくし定規に言えば、市のほうに納めずに、指定管理者が収入としているというふうなことでしたから、そこをこれまでの解釈がどうだったのかということも含めてきちっと整理して、もう一度、所管の委員会で議論していただけたらと思います。

この条例そのものが、どうも指定管理者における利用料金と公共施設の使用料についての正確な記述になってないということを私のほうで指摘させていただきましたので、今度こういう形で整理して出されるわけですけれども、現行がそういう形になってることについてどう評価するかということ、1回きちっと所管の委員会でも議論していただけたらと思います。

以上です。

川村議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第74号から議第81号までと議第84号の9議案については総務建設常任委員会に、議第73号、議第82号、議第83号の3議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第16、議第85号から日程第20、議第89号までの令和5年度補正予算5議案を一括議題といたします。

本5議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第85号から議第89号までの5議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第85号、令和5年度葛城市一般会計補正予算(第6号)の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億8,267万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190億1万5,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正、国や県への精算に伴う補助金等の返還金の追加、国の総合経済対策に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の追加等をお願いするものでございます。また、第2条では債務負担行為の補正、第3条では地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、議第86号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,257万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億4,023万9,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、債務負担行為と保険給付費の増額に伴う追加でございます。

次に、議第87号、令和5年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第1号)の議決について

でございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,457万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,537万9,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、物価の高騰に伴う原材料費の追加でございます。

次に、議第88号、令和5年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。本案につきましては、水道事業費用で275万6,000円を追加いたしまして、水道事業費用の総額を7億7,979万7,000円と、資本的支出で337万8,000円を追加いたしまして、資本的支出の総額を4億2,738万8,000円とするものでございます。補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の追加でございます。

最後に、議第89号、令和5年度葛城市下水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、下水道事業収益で208万9,000円を減額いたしまして、下水道事業収益の総額を12億601万6,000円とし、下水道事業費用で34万4,000円を追加いたしまして、下水道事業費用の総額を12億122万9,000円とし、資本的支出で243万3,000円を減額いたしまして、資本的支出の総額を8億2,293万7,000円とするものでございます。補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入りますが、本5議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第85号から議第89号までの5議案につきまして、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしましたと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第85号から議第89号までの5議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻につきましては、追ってご連絡をいたします。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前11時20分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名をいたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き選任いただいておりますので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長、藤井本浩議員、同じく副委員長、吉村始議員、以上です。

次に、日程第21、請願第1号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願について及び日程第22、請願第2号、家族介護支援事業（紙おむつ支給）の支給条件を緩和することを求める請願についてを一括議題といたします。

請願第1号、請願第2号については、既に配付しております請願文書表のとおり厚生文教常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり、7日、8日、19日それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、11日は午前9時30分から総務建設常任委員会が、12日は午前9時30分から厚生文教常任委員会が、14日は午前9時30分から予算特別委員会がそれぞれ開催されます。また、議会改革特別委員会の委員長から、会期中に委員会を開催したいとの申入れがあり、調整の結果、議会改革特別委員会は、15日午前9時30分から開催されることとなりましたので、ご承知おきください。委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしく願いをいたします。

皆様方には、早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前11時23分